



姫路商工会議所
生命共済制度

「ひめっこ共済」

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+ 姫路商工会議所独自の給付制度(見舞金、祝金制度)

- ✓ 役員および従業員の**福利厚生制度**にご活用いただけます。
- ✓ 病気、災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず**24時間保障**されます。
- ✓ 医師による**診査は不要**です。(告知のみでお申込みいただけます。)
- ✓ 1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、契約者に**配当金**としてお返しいたします。
ただし、途中で脱退された方についての配当金はありません。(令和2年度 26.34%)
- ✓ 姫路商工会議所独自の**給付制度**(見舞金・祝金等)が付加されています。

月額掛金 5口でご加入の場合(15歳~60歳)
月額掛金 2,555円で保障が得られます。

加入口数 15歳~60歳の方で**新たに加入する方は**、
1口~10口、61歳~70歳の方は1口~5口
までです。

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

口数		1口	5口	10口
主契約保険金		50万円	250万円	500万円
保険年齢	性別			
15歳~60歳	男性	511円	2,555円	4,660円
	女性			
61歳~65歳	男性	1,085円	5,425円	—
	女性	762円	3,810円	—
66歳~70歳	男性	1,434円	7,168円	—
	女性	887円	4,435円	—

税法上のお取扱い

- 法人の場合…法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通 9-3-5) (所基通 36-31の2)
- 個人事業主の場合…個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員所得税の対象にもなりません。(直審 3-8) (所基通 36-31の2)

保障内容

- 主契約：定期保険(団体型)
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由	口数	1口	5口	10口
死亡	不慮の事故により死亡されたとき (死亡保険金(主契約)+災害保険金)	250万円	1,250万円	2,000万円
	上記以外の事由により死亡されたとき (死亡保険金(主契約))	50万円	250万円	500万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態のいづれかになったとき (高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金)	250万円	1,250万円	2,000万円
	傷害または疾病により高度障害状態のいづれかになったとき (高度障害保険金(主契約))	50万円	250万円	500万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき(同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) (入院給付金)	2,000円	10,000円	15,000円
	ガンで1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) (ガン入院一時金)	20,000円	100,000円	200,000円
	6大生活習慣病で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) (6大生活習慣病入院一時金)	10,000円	50,000円	100,000円
	ガンの治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき (ガン先進医療一時金)	50,000円	250,000円	500,000円

姫路商工会議所独自の給付制度

給付内容	口数	1口	5口	10口
事故通院見舞金		5,000円	20,000円	30,000円
病気入院見舞金		10,000円	20,000円	30,000円
親介護認定見舞金		10,000円	20,000円	30,000円
結婚祝金		5,000円	10,000円	15,000円
出産祝金		5,000円	10,000円	15,000円
成人祝金		5,000円	10,000円	15,000円
還暦祝金		5,000円	10,000円	15,000円
簡易人間ドック補助 (会議所実施分)		一律 3,000円		